

さいたま市告示第1341号

公募型プロポーザル方式における提案書の提出の招請

さいたまスイーツ魅力発信業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和7年8月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 企画提案書の招請に付する事項

(1) 件名

さいたまスイーツ魅力発信業務

(2) 履行場所

さいたま市内

(3) 業務概要

消費者が日頃足を運ぶことのないさいたまスイーツ店を発見し、参加店舗が新たな顧客を獲得すること等による消費拡大を目的に、さいたまスイーツウェブサイト掲載店舗を巡って、スイーツを楽しんでいただく企画を実施する。併せて、地域資源である「さいたまスイーツ」のPRを実施し、魅力発信及び認知度向上を図る。詳細については要求事項のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は5,464,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本招請日において、令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品等）に業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」、営業品目「催物の企画・運営等関連業務」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

ウ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本招請に参加していないこと。

(3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない

者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p123702.html>

(2) 交付期間

本招請日から令和 7 年 8 月 2 6 日（火）まで

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書 1 部

(2) 提出期間

本招請日から令和 7 年 8 月 2 6 日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで）

(3) 提出場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市経済局商工観光部商業振興課

電話 0 4 8（8 2 9）1 3 6 4

(4) 提出方法

持参又は郵送。詳細は実施要領による。

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり質問することができる。

(1) 受付期間

令和 7 年 8 月 1 3 日（水）から令和 7 年 8 月 1 8 日（月）午後 4 時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールでのみ受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp

イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。

ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先

4 (3)に同じ

(3) 質問に対する回答予定日

令和 7 年 8 月 2 0 日（水）を目途に行う。

(4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/012/p123702.html>

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

- イ 業務行程表
- ウ 業務経歴書
- エ 業務の実施体制調書
- オ 見積書

(2) 提出期間

令和7年8月29日（金）から令和7年9月10日（水）まで（休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

(3) 提出場所

4(3)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留や特定記録等により配達されたことが証明できる方法）

(5) 無効となる企画提案書

次の企画提案書は、無効とする。

ア 2に定める資格条件を満たさなくなった者が提出した企画提案書

イ 虚偽の記載をした企画提案書

ウ 審査の公平性を害する行為を行った者が提出した企画提案書

エ 1(5)に示す額を上回る額を見積書に記載した者が提出した企画提案書

7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたまスイーツ魅力発信業務業者選定委員会において書類審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

8 その他

- (1) 最優秀提案者特定の日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (2) 本調達において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (3) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (5) 企画提案の審査結果は、企画提案の具体的内容を除き、公表する。
- (6) 詳細は、実施要領による。

9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市経済局商工観光部商業振興課商業振興係

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

メールアドレス shogyo-shinko@city.saitama.lg.jp